番号

漁業特定技能協議会１号構成員資格証明書

【法人の場合は会社名及び会社代表者名】

　　　　　　　　　　　　　　　殿

漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領第２条の規定に基づき、上記の者が、農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の１号構成員であることを証明する。

令和　年　月　日

漁業特定技能協議会　　　　印